

唐津市公告

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定による佐賀県知事の同意を得て農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同条第6項の規定により、別添のとおり公告する。

令和5年10月17日

唐津市長 峰 達 郎

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年10月
唐津市

目 次

はじめに	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 新に農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の基本的指標	12
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	17
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	19
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
第6 その他	24

はじめに

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）及び佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、唐津市農業の現状に沿って、今後10年間を見据えて、農業経営の指数や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定めるものです。

また、これから10年程度の間には農業者の減少が急速に進むことが見込まれる中で、本市農業の生産基盤を維持する観点から、地域計画の達成に向けて、農業経営の効率化を進めるため、担い手への農地利用の集積・集約化を一層進めることを促進します。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 唐津市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南は多久、武雄、伊万里の各市にそれぞれ接し、田、畑、樹園地の優良農地を有している。温暖な気候や変化に富んだ地勢等の地域特性を活かし、ハウスみかん等の果樹、いちご等の施設園芸、たまねぎ等の露地野菜、肉用牛をはじめとする畜産、ブランド米等の産地として複合経営を主体とした農業を展開している。

2020年農林業センサスでは、本市の総農家数は3,449戸、販売農家は2,579戸、経営耕地面積は4,030ha、基幹的農業従事者数（個人経営体）4,283人うち65歳以上は2,607人（60.8%）となっている。2015年農林業センサスと比較すると総農家戸数は756戸減少、販売農家数は621戸減少、経営耕地面積は587ha減少しており、農業者の高齢化、担い手の減少、これに伴う農地の減少、遊休農地の増加等といった課題を抱えている。

今後は、地域の特色を活かしながら、経営コストの縮減を進め、消費者から選ばれる、安全・安心で高品質な農産物づくりを一層推進するとともに、それを支える意欲ある農業者等の経営強化を図る。

農業生産の基盤となる農地については、優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に沿って、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 本市の農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、施策を集中的・積極的に実施していくことが重要である。

このため、本市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、経営体の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲ある農業者に対し、農地中間管理事業等を活用した農用地の集積・集約化、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施する。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成することも重要であることから、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標及び労働時間・農業所得に関する目標を明らかにする。

また、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化する必要がある。このため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集積・集約化を推進する。

加えて、高齢化及び人口減少に伴う農業者の減少が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営体の育成のもとに地域農業の維持・発展に必要な多様な担い手を確保・育成することにより、本市の農業の健全な発展を図る。

(1) 地域における優良な農業事例を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域その他産業

従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり430万円程度）を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

この目標を達成するため、意欲ある農業者等の経営力の強化を目指して、生産コストの低減をはじめ、規模拡大や経営管理能力・販売力の向上、加工・直売など経営の6次化、環境保全型農業の取組、法人化等を推進する。特に、土地利用型農業については、地域計画の実現に向けた農地売買等特例事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図り、規模拡大や農地の連坦化を推進する。

また、集落営農組織の経営発展を図るため、組織内の十分な話し合いを通じたビジョンの策定及び実現に向けた取組を促進するとともに協業化や法人化を推進する。さらに作付の団地化などによる低コスト化や生産性の向上、米・麦・大豆に加え、野菜等の新規品目の導入や加工・直売への取組などの複合化・多角化を進めるとともに、若い構成員の組織への参画などを推進する。

いちご、かんきつ、たまねぎ、きゅうり、アスパラガスなどの集出荷施設を最大限に活かし、経営規模及び産地規模の拡大を図るとともに、畜産については、キャトルステーション並びにブリーディングステーションを生産拠点として安定した高品質の肉用牛の生産を推進する。

更に、農産物の流通、販売については、青果市場の計画的な整備統合を推進し、集出荷体制を整え、市場の活性化を図る。

- (2) 農業経営改善計画認定制度については、担い手育成の中心となる制度として、各種の支援策を集中的・重点的に実施するとともに、本市が主体となって、関係機関や団体と連携し、制度の積極的活用を進めながら、認定農業者を地域農業の担い手及び農地利用集積の対象者として育成し、確保することが重要である。

認定農業者の期間満了時には、再認定の勧奨を行うとともに経営改善を計画的に進めようとする農業者に対しても認定農業者制度や支援策について説明会を開催する等制度を推進する。また、認定農業者に対して、経営改善への取組状況を把握するとともに、先進的農業経営の取組事例を紹介する研修会を開催する等、経営改善計画実現のための支援を行う。

- (3) 女性農業者は、本市の基幹的農業従事者の40%（令和2年）を占め、農業生産の重要な役割を担っていることから、女性農業者の経営能力の向上を目指すため、農業技術、経営研修会等への参加や家族経営協定の締結を推進する。また、高齢農業者については、高齢者の豊かな経験や技術を活かした農業生産活動や食農教育活動等への参加を進める。さらに女性農業者や高齢農業者の地域資源を活かした農産物等の直売・加工品の製造・販売等への取組みを支援する。

- (4) 新規就農者の確保、育成は重要であり、新規学卒、農家子弟のUターン、農外からの新規参入、農業法人への就業等幅広い就農ルートから意欲的な新規就農者を将来にわたって安定的かつ計画的に確保する必要があることから、青年等就農計画認定制度に基づき、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

さらに、次世代を担う経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営体に育成す

るために、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備などに対し支援を行うとともに、地域における優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を得るように支援を行う。

- (5) 農業者の高齢化、担い手不足が進んでいる地域の農業・農村の維持、発展のため、農作業の受け皿となる集落営農組織への取組みを支援する。

また、集落営農組織の経営安定・向上を図るため、水稻に加え、野菜等の新規品目の導入や加工・直売への取組みなどの6次産業化を進めるとともに、若い構成員の組織への参画などを推進する。そのうえで、一元的に経理を行うなど組織経営体として体制が整ったものについては、構成員の意向を十分に考慮し、法人化へ誘導する。

- (6) 唐津東松浦地域農業再生協議会は、関係機関・団体と一体となり、認定農業者の経営改善に関する指導・助言、農業経営改善計画の作成支援、フォローアップ、認定農業者制度の普及をはじめ、集落営農の組織化・法人化の推進等地域の実情に応じた担い手育成・確保に向けた取組みを行う。

(目標とする経営・生産ビジョン)

本市の農業は、施設園芸品目や露地園芸品目、中山間地域等での高品質なブランド米の生産、畜産業が活発に行われており、特に、施設園芸と肉用牛では県内を代表する産地となっている。

一方で、中山間地域が多く条件が厳しいことや、高齢化による担い手の減少等によって農業者は減少傾向にあり、農業産出額も伸び悩んでいる。

上記を踏まえた当地域での具体的な取組みは以下のとおりである。

ハウスみかんや中晩柑については、環境制御技術の活用や計画的な苗木更新による生産量向上を図るとともに、県育成新品種「佐賀果試 35 号（にじゅうまる）」の産地拡大を図る。

温州みかんについては、根域制限栽培の導入や優良品種への改植等を推進し、高品質で付加価値の高いブランド商品の安定生産を図る。

いちごなどの施設野菜については、生産性向上や規模拡大に向けた省力化技術の導入を進めるとともに、新規就農者や規模拡大志向農家の受け皿となるハウス団地の整備検討を進めていく。

たまねぎ、かんしょなどの露地野菜については、上場地域を中心に高性能な省力機械の導入や共同利用等を進めるとともに、作付規模拡大と産地拡大を図る。

上場地域の葉たばこについては、生産の安定と一層の高品質化を推進するとともに、たばこからの転換者に対し露地野菜の作付を推進する。

花きについては、環境制御技術の確立等による品質向上や、簡易雨よけ栽培や露地栽培が可能な品目の推進等により産地育成を図る。

畜産については、肥育素牛の県内自給率を高め、佐賀生まれ佐賀育ちの佐賀牛を生産拡大するよう、効率化や負担軽減につながる AI や IoT も活用したブリーディングステー

ションやキャトルステーションを核として、子牛育成技術の向上や次世代を担う繁殖農家の育成を図るとともに、繁殖肥育一貫体系の取組拡大を推進する。

米については、中山間地域で農地の受け皿となる集落営農組織の強化や担い手への農地の集積・集約を進めていくとともに、低タンパク米などの地域ブランド米の生産性向上や早期コシヒカリの品質・収量安定を図る。

新規就農者の確保については、就農啓発セミナーでの体験、農家での研修、遊休ハウス活用を含めた就農支援など、入り口対策から出口対策まで一貫した仕組みづくりを推進する。

担い手の確保が困難な地区等においては、地区の将来像の検討や集約化の働きかけを行い、企業・法人等の農業参入に向けた取り組みを行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を参考とし、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦	〈作付面積等〉 水稻=10.0ha 麦 =10.0ha 〈経営面積〉10.0ha	トラクター(40ps)1台 乗用田植機(5条)1台 コンバイン(4条)1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稻 + 大豆	〈作付面積等〉 水稻=13.0ha 大豆= 3.0ha 〈経営面積〉16.0ha	トラクター(40ps)1台 乗用田植機(5条)1台 コンバイン(4条)1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
単一 施設果樹	〈作付面積等〉 みかん=0.7ha 〈経営面積〉0.7ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 デコボン=0.9ha 〈経営面積〉0.9ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 ぶどう=0.8ha 〈経営面積〉0.8ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設果樹 + 露地果樹	〈作付面積〉 みかん(施設)=0.6ha みかん(露地)=0.8ha 〈経営面積〉1.4ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 デコボン(施設)=0.6ha デコボン(露地)=0.5ha 〈経営面積〉1.1ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
施設果樹 ＋ 露地果樹	〈作付面積等〉 なし(施設)=0.7ha なし(露地)=0.4ha 〈経営面積〉1.1ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
単一 施設野菜	〈作付面積等〉 いちご=0.3ha 〈経営面積〉0.3ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 こねぎ=0.5ha 〈経営面積〉0.5ha	連棟ハウス 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 なす=0.4ha 〈経営面積〉0.4ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
施設野菜 ＋ 水稻	〈作付面積〉 いちご=0.3ha 水稻 =0.5ha 〈経営面積〉0.8ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス・加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 ミディトマト =0.4ha 水稻 =0.5ha 〈経営面積〉0.9ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 きゅうり (冬春)=0.3ha (夏秋)=0.3ha 水稻 =0.5ha 〈経営面積〉0.8ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 ほうれんそう =0.6ha 水稻 =0.5ha 〈経営面積〉1.1ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
施設野菜 ＋ 水稲	<作付面積> アスパラガス =0.6ha 水稲 =0.5ha <経営面積>1.1ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	<作付面積> こねぎ=0.5ha 水稲 =1.0ha <経営面積>1.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
露地野菜 ＋ 水稲	<作付面積> ばれいしょ =2.0ha たまねぎ=1.0ha 水稲 =2.0ha <経営面積>5.0ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=2.5ha 水稲 =2.0ha <経営面積>4.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=1.5ha はくさい=1.0ha 水稲 =1.0ha <経営面積>3.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=2.0ha キャベツ=2.5ha 水稲 =1.0ha <経営面積>5.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
単一 施設花卉	<作付面積> シクラメン=0.6ha <経営面積>0.6ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設花卉 + 水稻	<作付面積> カーネーション =0.5ha 水稻 =0.5ha <経営面積>1.0ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> 電照キク=0.5ha 露地キク=0.3ha 水稻 =1.0ha <経営面積>1.8ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
工芸作物 + 施設野菜 + 水稻	<作付面積> 茶 =3.0ha きゅうり=0.1ha 水稻 =2.0ha <経営面積>5.1ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 茶栽培管理機 連棟ハウス・加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業についてパート雇用従事者の確保 ・利用権設定等による規模拡大
工芸作物 + 水稻	<作付面積> 葉たばこ=3.0ha 水稻 =1.0ha <経営面積>4.0ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥室・移植機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業についてパート雇用従事者の確保 ・利用権設定等による規模拡大
肉用牛	<飼養頭数> 肉用牛=400頭 年間出荷数 240頭	トラクター(30ps)1台 ショベルローダー1台 ロールバレー1台 牛舎・堆肥舎 飼養管理機 飼料生産機械	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
肉用牛 一貫	肉用牛=100頭 繁殖牛=15頭 飼料作物=2.2ha 稲わら収集 =10.6ha	トラクター(30ps)1台 ショベルローダー1台 ロールバレー1台 牛舎・堆肥舎 飼養管理機 飼料生産機械	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減 ・一貫経営による経営安定化 ・飼料給与と基本プログラムの実践 ・キャトルステーション利用による省力化 ・耕畜連携による良質粗飼料の確保 ・超早期母子分離による分娩間隔短縮

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
繁殖牛 ＋ 水稻 ＋ 飼料作物	<飼養頭数> 繁殖牛＝50頭 年間出荷数45頭 水稻＝0.5ha 飼料作物＝2.0ha <経営面積>2.5ha	トラクター(30ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 牛舎・堆肥舎 飼養管理機 飼料生産機械	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
酪農 ＋ 水稻 ＋ 飼料作物	<飼養頭数> 乳牛＝30頭 水稻＝0.5ha 飼料作物＝2.0ha <経営面積>2.5ha	トラクター(30ps)1台 乗用田植機(4条)1台 共同乾燥施設利用 牛舎・堆肥舎 飼料生産機械 パイプラインミルクカー1台 バルククーラー1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
養豚	<飼養頭数> 母豚＝90頭 年間出荷数 1,500頭	豚舎 堆肥舎 資材庫 管理舎 攪拌機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
養鶏	<飼養頭数> 採卵鶏＝2万羽	鶏舎・堆肥舎 飼料攪拌機 小型ショベル 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
ブロイラー	<飼養頭数> ブロイラー ＝15万羽	鶏舎・堆肥舎 フォークリフト 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稻=20.0ha 麦 =10.0ha 大豆= 5.0ha <経営面積>25.0ha	トラクター (50ps)1台 (30ps)1台 (20ps)1台 乗用田植機 (5条)1台 (4条)1台 コンバイン (5条)1台 (4条)1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営データの把握と財務管理 ・青色申告の実施 ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化 ・経営内(組織内)における役割の明確化と労働の適正評価 ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加 ・新技術及び市場情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業的組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施 ・地域間・経営体間の労働力調整 ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2に示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえ、現に本市及び周辺市町村で展開している主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
水稲 ＋ 麦	〈作付面積等〉 水稲＝6.0ha 麦＝6.0ha 〈経営面積〉6.0ha	トラクター(25ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(4条)1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 ＋ 大豆	〈作付面積等〉 水稲＝8.0ha 大豆＝1.80ha 〈経営面積〉8.0ha	トラクター(25ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(4条)1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
単一 施設果樹	〈作付面積等〉 みかん＝0.4ha 〈経営面積〉0.4ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 デコボン＝0.5ha 〈経営面積〉0.5ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 ぶどう＝0.5ha 〈経営面積〉0.5ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設果樹 ＋ 露地果樹	〈作付面積〉 みかん(施設)＝0.4ha みかん(露地)＝0.5ha 〈経営面積〉0.9ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 デコボン(施設)＝0.4ha デコボン(露地)＝0.3ha 〈経営面積〉0.7ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
施設果樹 ＋ 露地果樹	〈作付面積等〉 なし(施設)=0.4ha なし(露地)=0.2ha 〈経営面積〉0.6ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
単一 施設野菜	〈作付面積等〉 いちご=0.2ha 〈経営面積〉0.2ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 こねぎ=0.3ha 〈経営面積〉0.3ha	連棟ハウス 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 なす=0.2ha 〈経営面積〉0.2ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
施設野菜 ＋ 水稻	〈作付面積〉 いちご=0.2ha 水稻 =0.3ha 〈経営面積〉0.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス・加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 ミディトマト =0.2ha 水稻 =0.3ha 〈経営面積〉0.5ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 きゅうり (冬春)=0.2ha (夏秋)=0.2ha 水稻 =0.3ha 〈経営面積〉0.7ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 ほうれんそう =0.4ha 水稻 =0.3ha 〈経営面積〉0.7ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
施設野菜 ＋ 水稻	<作付面積> アスパラガス =0.4ha 水稻 =0.3ha <経営面積>0.7ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
	<作付面積> こねぎ=0.3ha 水稻 =0.6ha <経営面積>0.9ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 施設に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保
露地野菜 ＋ 水稻	<作付面積> ばれいしょ =1.2ha たまねぎ=0.6ha 水稻 =1.2ha <経営面積>3.0ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=1.5ha 水稻 =1.2ha <経営面積>2.7ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=0.9ha はくさい=0.6ha 水稻 =0.6ha <経営面積>2.1ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> たまねぎ=1.2ha キャベツ=1.5ha 水稻 =0.6ha <経営面積>3.3ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
単一 施設花卉	<作付面積> シクラメン=0.4ha <経営面積>0.4ha	連棟ハウス 加温機 灌水施設	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設花卉 + 水稻	<作付面積> カーネーション =0.3ha 水稻 =0.3ha <経営面積>0.6ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	<作付面積> 電照キク=0.3ha 露地キク=0.2ha 水稻 =0.6ha <経営面積>1.1ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 連棟ハウス 加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
工芸作物 + 施設野菜 + 水稻	<作付面積> 茶 =1.8ha きゅうり=0.06ha 水稻 =1.2ha <経営面積>3.0ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 茶栽培管理機 連棟ハウス・加温機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業についてパート雇用従事者の確保 ・利用権設定等による規模拡大
工芸作物 + 水稻	<作付面積> 葉たばこ=1.8ha 水稻 =0.6ha <経営面積>2.4ha	トラクター(20ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 乾燥室・移植機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・軽作業についてパート雇用従事者の確保 ・利用権設定等による規模拡大
肉用牛	<飼養頭数> 肉用牛=240頭 年間出荷数 140頭	トラクター(30ps)1台 ショベルローダー1台 ローラー1台 牛舎・堆肥舎 飼養管理機 飼料生産機械	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
繁殖牛 + 水稻 + 飼料作物	<飼養頭数> 繁殖牛=30頭 年間出荷数 28頭 水稻 =0.3ha 飼料作物=1.2ha <経営面積>1.5ha	トラクター(25ps)1台 乗用田植機(4条)1台 コンバイン(3条)1台 牛舎・堆肥舎 飼養管理機 飼料生産機械	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
酪農 + 水稲 + 飼料作物	<飼養頭数> 乳牛 =20 頭 水稲 =0.3ha 飼料作物=1.2ha <経営面積>1.5ha	トラクター(25ps)1台 乗用田植機(4条)1台 共同乾燥施設利用 牛舎・堆肥舎 飼料生産機械 パイプラインミルカー 1台 パルククーラー1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
養豚	<飼養頭数> 母豚=60 頭 年間出荷数 1,000 頭	豚舎 堆肥舎 資材庫 管理舎 攪拌機	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
養鶏	<飼養頭数> 採卵鶏=12,000羽	鶏舎・堆肥舎 飼料攪拌機 小型ショベル 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減
ブロイラー	<飼養頭数> ブロイラー =12万羽	鶏舎・堆肥舎 フォークリフト 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用によるピーク時の労働軽減

[組織経営体]

営農類型	経営規模	資本装備	経営の管理方法	農業従事の態様等
水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲=12.0ha 麦 =6.0ha 大豆= 3.0ha <経営面積>21.0ha	トラクター (50ps)1台 (30ps)1台 (20ps)1台 乗用田植機 (5条)1台 (4条)1台 コンバイン (5条)1台 (4条)1台	・複式簿記記帳により経営データの把握と財務管理 ・青色申告の実施 ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化 ・経営内(組織内)における役割の明確化と労働の適正評価 ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等 経営研修への参加 ・新技術及び市場情報等の収集	・企業的組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施 ・地域間・経営体間の労働力調整 ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるイチゴ、アスパラガス、キュウリ、トマト、コネギ、ナスなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東松浦農業振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、東松浦農業振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して市担い手育成総合支援協議会（仮称）を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として該当者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画等の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を

作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・進捗を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市担い手育成総合支援協議会（仮称）及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

面積のシェア：67%程度

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は、おおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地等の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等がおこなわれているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、農用地利用関係の調整や農作業の共同化等を行う上で、効果的に事業を展開できる場合については、集落の一部の区域を除外できる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて、農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、

定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定める。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東松浦農業振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、唐津東松浦地域農業再生協議会と連携し、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、本市及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

(3) 農業協同組合自らが農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この基本構想は、平成18年3月17日から施行する。

この基本構想は、平成18年4月3日から施行する。

この基本構想は、平成19年3月29日から施行する。

この基本構想は、平成21年5月27日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

この基本構想は、平成25年4月4日から施行する。

この基本構想は、平成26年8月4日から施行する。

この基本構想は、平成28年8月23日から施行する。

この基本構想は、令和3年12月16日から施行する。

この基本構想は、令和5年10月17日から施行する。